

## 南部町最低制限価格制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札の予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準を設定し、落札者を決定する制度をいう。

### (対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、町が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札で、予定価格（税込）が130万円を超えるものとする。

### (最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計額（消費税及び地方消費税を除く。以下「税抜合計額」という。）に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、税抜合計額を予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下「税抜予定価格」という。）で除して得た割合が100分の80を超える場合にあっては100分の80、100分の65に満たない場合にあっては100分の65を税抜予定価格に乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に100分の20を乗じて得た額

- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格算定の場合は、100分の65から100分の80までの率を乗じて得た額の範囲内において、別に定める額とする。
- 3 前2項の規定により策定した金額について生じた1円未満の端数は、切り捨てる。

### (落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格による申込が行われた場合は、当該申込をした者を落札者としな  
いものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込をした者のうち、最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。

### (入札執行回数)

第6条 入札執行回数は、1回を限度とする。但し、最低制限価格を下回る価格で申込をした者が複数あり、かつ落札者がいない場合は、2回まで入札を行うものとする。

### (最低制限価格の周知)

第7条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札

に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第8条 最低制限価格の設定が適当でないと認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(その他の事項)

第9条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。